資料3

次期漁港漁場整備長期計画の方向性等について

水産庁

次期漁港漁場整備長期計画について

漁港漁場整備法
（昭和25年5月制定）

目的
- ○ 水産業の健全な発展
- ○ 水産物の供給の安定

↓

（当初）『漁港漁場整備長期計画』
（平成14年3月閣議決定）

↓

（現行）『漁港漁場整備長期計画』
（平成19年6月閣議決定）

次期水産基本計画の検討
- 東日本大震災からの復興
- 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化
- 加工・流通の持続的発展と安全な水産物の安定供給の実現
- 地域資源の多面的な活用と調和した活力ある漁村地域の整備

等

東日本大震災復興構想会議『復興への提言』

水産復興マスタープラン

食と農林漁業の再生のための基本方針

↓

検討の視点
- 被災地域の漁港・漁場の復旧・復興対策
- 漁港・漁場の耐震・耐津波強化
- 漁村の防災・減災対策の強化
- 漁港の衛生管理対策
- 漁港の老朽化対策
- 漁港・漁村のエコ化の推進
- 漁港の管理
- 地域資源の活用
- 水産環境整備※）

※）水産環境整備：水産資源の回復・増大と豊かな生態系の維持・回復が図られるよう、生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息環境空間を創出する整備

↓

（次期）『漁港漁場整備長期計画』（平成24年3月（目途）閣議決定）（予定）

重点課題

- 災害に強く安全な地域づくりの推進
- 水産物の安定供給・国際化に対応できる力強い産地づくりの推進
- 豊かな生態系の維持・回復による水産資源の生産力の向上

重点課題	災害に強く安全な地域づくりの推進	水産物の安定供給・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進	豊かな生態系の維持・回復による水産資源の生産力の向上
検討課題	被災地の復旧・復興対策	漁港の衛生管理対策	水産環境整備の推進
		漁港のストックマネジメント	
		地域資源の活用	
	全国的な漁港漁村の防災対策	漁港漁村のエコ化	
		漁港の管理	
成果目標（イメージ）	拠点漁港における産地市場前面の陸揚げ岸壁が耐震化された漁港の割合（%）	高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物の割合（%）	漁場整備及び漁場再生等による水産物の増産（トン）
		老朽化対策が計画的に実施可能な漁港の割合（%）	
	防災機能が強化された漁村の割合（%）	漁業集落排水処理を行うことによる漁村の処理人口比率の向上（%、人）	（再掲）漁業集落排水処理を行うことによる漁村の処理人口比率の向上（%、人）
事業量	拠点漁港において、産地市場前面の陸揚げ岸壁を耐震化する地区数	高度な衛生管理対策を実施する地区数	水産資源にとって良好な生息環境空間を創出する箇所
		拠点漁港において機能保全計画の策定地区数	魚礁や増養殖場の整備面積
	漁業集落環境整備事業等による防災機能強化対策実施地区数	漁業集落排水処理施設整備の実施地区数	たい積物除去等の実施面積
			藻場・干潟の整備面積

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）について

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）

重点課題：災害に強く安全な地域づくりの推進

■ 全国の防災対策

成果目標

流通拠点漁港において、陸揚岸壁が耐震化※される漁港の割合

H21 20%　→　H28 ○%

事業量

水産物流通拠点地区

地区数

※ 耐震化の定義

長期計画上の耐震化

定義	対象とする岸壁	設計震度
耐震強化	地域防災計画等に位置づけられ、震災直後の緊急物資や避難者の海上輸送等を考慮し、特に通常よりも強化した岸壁	地震応答解析により決定
	各地域で定められている防災計画に位置づけられている重要な施設、地域経済上重要な施設及び背後の水産施設や人家の安全上重要な施設	「漁港・漁場施設の設計の手引き2003年版」10.2設計震度(1)一般に示す設計震度＋0.05程度
耐震化	主要な陸揚岸壁	「漁港・漁場施設の設計の手引き2003年版」10.2設計震度(1)一般に示す係留施設A
上記以外の設計震度で整備された岸壁は、耐震強化・耐震化の定義から外れる		

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）

重点課題：災害に強く安全な地域づくりの推進

■ 漁村の防災機能の強化

成果目標

防災機能が強化※1された漁村の人口比率
（他事業による達成人口も含む）

H21 26%　→　H28 ○%

事業量

防災機能の強化を図る地区※2

地区数

※1　防災機能の強化の定義

津波発生時の即時の避難施設※3が確保されていること。

※2　防災機能の強化を図る地区の定義

東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の対策強化・推進地域に指定された地域

※3　避難施設の定義

避難施設とは地震防災対策特別措置法第3条第1項及び第4条第1項の規定に基づく避難地等に係る主務大臣の定める基準（平成8年農林水産省告示第204号）第1条第1号（避難地）の基準を満たす漁村広場及び第2号（避難路）の基準を満たす漁業集落道（地方公共団体において指定している又は今後指定予定の避難場所（津波避難ビル等に係るガイドライン（内閣府）に基づく指定施設を含む。）及び避難路を含む。）。

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）

重点課題：水産物の安定供給・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

■ 漁港の衛生管理対策

成果目標

流通拠点漁港において、高度な衛生管理対策※の下で出荷される水産物の割合

H21
29．5%

→

H28
○%

事業量

水産物流通拠点地区

地区数

※ 高度な衛生管理の定義

「漁港における衛生管理基準について（平成20年6月12日20水港第1070号　水産庁漁港漁場整備部長通知）」における衛生管理基準レベル2以上を達成すること。

レベル	定義	考え方
1	食中毒菌の混入を防止するため、危害要因となり得るすべての項目において必要最低限の措置が行われている漁港	①「岸壁の陸揚げ作業」、「荷さばき所でのせり・荷さばき作業」の全工程を通じた危害要因の特定 ②　全工程を通じて危害要因をなくすためのハード及びソフト対策の実施　等
2	各種対策により食中毒菌の混入のないことが確認されているとともに、効果の持続化か図られている漁港	レベル1の対策に加え、 ①　各種基準を満足するために必要となるハード及びソフト対策の実施 ②取組の持続性を確保するための定期的な調査・点検の実施　等
3	衛生管理に対する総合的管理体制が確立されている漁港	レベル1、2の対策について、 ①記録の維持管理 ②要請に応じた情報提供が可能となる体制　　等の構築

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）

重点課題：水産物の安定供給・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

■ 漁港の長寿命化対策

成果目標

水産物流通拠点地区及び水産物生産拠点地区において、老朽化対策が計画的に実施可能な漁港の割合

H21 13%　→　H28 ○%

事業量

漁港施設の機能保全計画※を策定した地区数

地区数

※ 機能保全計画の策定の定義

漁港施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、漁港施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、機能診断に基づき、施設の機能を保全するために必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ計画。

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）

重点課題：水産物の安定供給・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進

■ 漁業集落排水の処理

成果目標

漁業集落排水処理を行うことによる漁村の処理人口比率（処理人口）

H21
49%（○人）
→
H28
○%（○人）

事業量

漁業集落排水施設の整備

地区数

（参考）農業集落排水

農業集落排水処理人口

H19
約350万人
→
H24
約400万人

約860地区の整備

汚水処理人口普及率（3省庁計）

H19
84%
→
H24
93%

※ 処理人口比率の定義

指標化に当たっては、汚水処理施設の整備に関する都道府県の構想における漁業集落排水の整備対象人口に対する漁業集落排水施設を利用できる人口の割合とする。

次期漁港漁場整備長期計画の成果目標（例）

重点課題：豊かな生態系の維持・回復による水産資源の生産力の向上

■ 水産環境整備の推進

成果目標

漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産

H21		H28
8．4万トン	→	○トン

※H24からの新たな水産基本計画における持続的生産目標との調整が必要

事業量

水産資源にとって良好な生息空間を創出する箇所※	箇所数
・魚礁・増養殖場の整備	面積
・堆積物除去等の実施	面積
・藻場・干潟の保全等	面積

※　水産資源にとって良好な生息空間を創出する箇所の定義

環境・生態系保全活動、資源管理、栽培漁業の施策と一体となって、生態系全体の底上げをめざし、水産生物の動態、生活史に対応した良好な生息空間を創出する箇所

次期漁港漁場整備長期計画の圏域、拠点漁港について

次期漁港漁場整備長期計画の圏域、拠点漁港

■ 圏域計画、拠点の見直しの必要性

現行の圏域は平成19年に策定され、圏域を水産物の生産、流通に一体性を有する範囲として定義し、水産物を集約する上で必要となる流通拠点及び生産拠点の整備に重点化を図っているが、現行長期計画の成果目標である「水産物の流通拠点となる漁港において高度な衛生管理対策下での水産物の出荷割合」については、現時点では、整備実績が目標を下回っている状況。

これは、全国を300圏域に分け、圏域毎に流通拠点漁港を設定しているため、水産物の取扱規模が少ない漁港が含まれており、そのような漁港は、衛生管理対策を実施することによるコスト増に対しての対価が低い等の理由により、その取り組みが具体化していないためと考えられる。

このようなことから、次期長期計画においては、漁港における衛生管理対策を一層推進するため、流通形態やその範囲の見直しを行うとともに、取扱量等の漁港規模に視点をおいた拠点の設定を行う必要がある。

■ 圏域のイメージ

圏域タイプ	流通拠点型	生産拠点型		
		養殖・採貝藻型	生産力向上型	外海離島型
圏域の考え方	水産物を集約する産地市場を有する流通拠点港でセリ等を行い、消費地や加工場へ出荷するタイプ 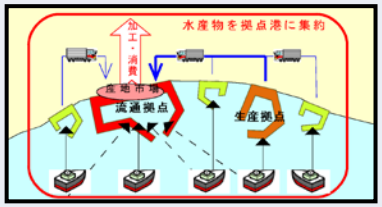	主に養殖漁業や採貝藻漁業が行われ、水産物を計画的又は持続的に生産しているタイプ 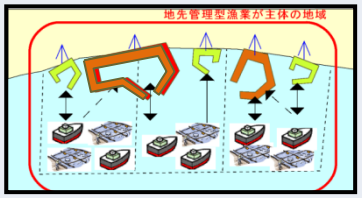	主に沿海部の天然資源を活用し、地域ブランド等の共通の取り組みを行い、水産物の生産、供給の強化を図るタイプ 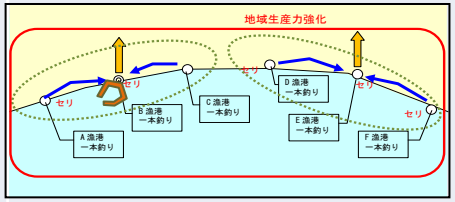	良好な漁場に近接する外海に位置する離島で、前進基地として水産物生産の安定かつ強化、および排他的経済水域等の保全を目指すタイプ 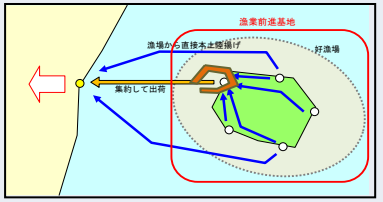
圏域範囲の設定	・流通拠点港への水産物の集約が及ぶ範囲 ・または、同一の漁業形態の範囲	・同一漁業種の養殖を行っている又は一括管理されている範囲 ・同一の採貝藻漁業が行われている又は一括管理されている範囲 ・ノリ等の共販、カキ・ホタテ等の貝類、ひれもの養殖の3種類に特に着目し、規模に応じた圏域設定とする。	・同一の漁業形態で、共通の取り組みを実施することで、地域水産物の生産・流通を強化する範囲 ※　取り組む予定の内容及び範囲も可 （例） ・地域ブランド等の範囲 ・地域協議会の参集範囲 ・同一魚種や漁業種類で統一の沿岸資源管理等に取り組んでいる範囲 ・他の分類に該当せず、6次産業の強化や農商工連携等地域水産物の付加価値向上に取り組んでいる範囲	・近接した良好な漁場で水産物を確保し、その水産物を島内又は島外の圏域外の産地市場等へ出荷している外海離島 ※商圏等を踏まえ本土と一体の圏域と考えられる場合は、外海離島型としての設定は行わない。 ※他分類（流通拠点型、養殖・採貝藻型、生産力向上型）にも該当する地域は、外海離島の特性が他分類と比べて強い場合のみ分類

次期漁港漁場整備長期計画の圏域、拠点漁港

■ 圏域、拠点漁港の設定

事業基本計画の有無を問わず、当該漁港の重要性・役割を考慮して、当面は圏域の範囲、拠点漁港の位置づけを変更しないことを考慮し設定する。

■ 流通拠点漁港の要件

1. 市場を有し、一定の港勢（取扱量5,000t又は属地陸揚金額10億円以上）があること。

2. 市場を有していない漁港であっても、一定の港勢があり、圏域全体から水産物が集約され、荷さばき作業等のため、水産物の衛生管理が必要とされていること。

3. 一定の港勢を満たしていない漁港であっても、圏域内最大の市場を有し、水産物が集約され、1,000t以上の水産物を扱っていること。

4. 今後1～3の要件が見込まれること。

5. 1圏域内で1～3の要件を満たす漁港が複数あり、魚種や漁業種類毎に集荷の役割分担がなされている場合は、複数の流通拠点漁港を設定することができる。

次期漁港漁場整備長期計画の圏域、拠点漁港

■ 生産拠点漁港の要件

1. 3種、4種漁港であること。

2. 1種、2種漁港においては一定の港勢（利用漁船又は登録漁船50隻程度若しくは属地陸揚げ金額1億円）を有すること。

■ 拠点ごとの対象事業

流通拠点漁港　：　水産流通基盤整備事業、水産生産基盤整備事業、交付金事業

生産拠点漁港　：　水産生産基盤整備事業、交付金事業

1. 採択要件は、水産物供給基盤整備事業実施要領、運用等に従うものとする。

2. 水産基盤整備事業を実施する場合は、流通拠点、生産拠点として相応しい整備（後述の拠点漁港に求められる姿）を行う（若しくは整備の整った）漁港であること。

3. 拠点漁港に求められる姿の現状及び将来像については、圏域計画書、事業計画書等により確認することを想定。（その達成状況はフォローアップ調査等により確認することを想定。）

次期漁港漁場整備長期計画の圏域、拠点漁港

■ 拠点漁港に求められる姿

拠点分類	求められる姿（重点施策）
流通拠点 ①～③のすべてを達成するものとする	①原則、高度衛生管理（L2以上）を導入する。 ②原則、陸揚げ岸壁の耐震化を導入する。（陸揚げ岸壁が被災した際、周辺の漁港等で代替措置がある場合は除く。） ③原則、災害時、漁港利用者の避難対策を確立する。
生産拠点 ①～④のうち、いずれかを達成するものとする	①市場を有する場合は、高度衛生管理（L2以上）を導入する。 ②陸揚げ岸壁の耐震化を導入する。（陸揚げ岸壁が被災した際、周辺の漁港等で代替措置がある場合は除く。） ③荒天時に避難漁船を周辺の漁港から集約するなど、漁船の安全性を確保する。 ④災害時、漁港利用者の避難対策を確立する。